

板橋区地域精神保健福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区における精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため板橋区地域精神保健福祉連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関、団体等との協力体制の整備、調整に関する事
- (2) 精神保健福祉に係る知識の普及啓発に関する事
- (3) その他、精神保健福祉施策の推進に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって構成し、別表に掲げる者のうちから区長が委嘱し又は任命する。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の同意があるときは、顧問若干名を委嘱できる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選により定める。

2 会長は、会務を総括し協議会を代表する。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、協議会の決議を経たときは非公開とすることができる。

(専門部会の設置)

第9条 協議会のもとに、専門的な事項を検討するための専門部会を置くことができる。

(謝礼)

第10条 委員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第11条 協議会及び専門部会の庶務は、健康推進課において処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成24年6月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和6年3月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

関係機関・団体区分等	団体名等
保健医療関係機関	医療機関（板橋区医師会推薦による）
福祉関係機関	障がい福祉サービス事業者 社会福祉協議会 民生児童委員協議会
精神保健当事者団体	精神障がい者家族会・当事者会 嗜癖問題自助グループ
関係行政機関	警察署 消防署 公共職業安定所 東京都精神保健福祉センター
区職員	福祉部長 保健所長
その他学識経験者等	その他、保健医療福祉分野で区長が 適当と認める者